件名	堺市人権教育推進方針(案)の策定について		
担当	学校教育部 人権教育課		
	【経過】 ・平成12年3月 堺市人権教育基本方針及び堺市人権教育推進プランの策定		
	・平成14年4月 堺市人権教育基本方針及び堺市人権教育推進プランの一部 		
	改定		
	・令和 2年4月~ 堺市人権教育基本方針及び堺市人権教育推進プランの改定に		
	着手		
	・令和 2年11月~堺市人権教育基本方針及び堺市人権教育推進プランを整理・		
	統合し、新たに堺市人権教育推進方針の策定を検討		
【推進方針(案)の概要】			
概要	■位 置 付 け 市立学校園における人権教育推進のための基本的な考え方及		
	び取組の方向性を示す。		
	■内 容 国が策定している「人権教育・啓発に関する基本計画」等を		
	参考に、現在の学校園での人権教育を取り巻く状況をふま		
	え、今後の取組の方向性を示した内容とする。		
	【スケジュール(予定)】		
	・令和3年3~4月 パブリックコメントの実施		
	· 令和3年 5月 教育委員会定例会(議決)		

# 堺市人権教育推進方針【案】概要

## 資料1

#### ■堺市人権教育推進方針策定の趣旨等

#### ◇策定の趣旨

- ○平成12年に、堺市立学校園での人権教育推進の基本的な考え方や具体的な取組の方向性を示すため、「堺市 人権教育基本方針」及び「堺市人権教育推進プラン」を策定する。
- ○現行の基本方針及び推進プランは、策定後約20年が経過しており、その間、インターネットによる人権侵害などの新たに認識された人権課題が生起するなど、人権教育を取り巻く状況が変化してきた。
- ○今回、現在の学校園での人権教育を取り巻く状況をふまえ、現行の基本方針及び推進プランの内容を見直す機会に、基本方針及び推進プランを統合し、堺市人権教育推進方針(案)を策定して、今後の基本的な考え方や取組の方向性を示す。

# (仮称) 堺市基本計画2025 (R3~7年度) (関連計画) 第3期未来をつくる堺教育プラン 堺市人権施策推進計画 堺市人権教育推進方針 整合 人権教育年間計画 (学校園) ・・・毎年、具体的な取組について作成

#### ■堺市人権教育推進方針の概要

#### 1 はじめに

- ○人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人と しての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であるという理 今を明記
- ○国際的な動きとして、平成27年に国際連合総会において、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されたことを明記。
- ○国の動きとして、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行 されたことなどを明記。
- ○本市の動きとして、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」が施行されたことやこれまでの本市の取組が評価され、国から「SDGs未来都市」に選定されたことなどを明記。

#### 2 学校園における人権教育の現状

- ○児童生徒に対して、教育活動全体を通じて人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が 十分身についていない。
- ○さまざまな課題を抱えている児童生徒が少なからずいる事実がある。
- ○教職員がさまざまな課題対応等に追われ、人権教育を進めるにあたって内容を深める時間の確保が難しく、人 権尊重の理念について十分な認識がいきわたっていない。

#### 3 人権教育推進の基本的な考え方

- ○人権及び人権課題について正しく理解する教育人権尊重の精神をすべての人々が当然のこととして身につけるためには、人権の歩みや考え方をはじめ、さまざまな人権問題や急激な社会環境の変化の中で生じてきた人権上の問題について、正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を進めることが必要。
- ○人権が尊重された教育環境人権感覚は、学級をはじめ学校全体で自らの大切さや他の人の大切さが認められている ことを子ども自身が実感できる環境が非常に重要であり、大切にされているという実感を持つことができる時、は じめて自分自身や他の人を大切にしようとする人権感覚が芽生える。
- ○すべての教育活動における人権教育の推進学校教育においては、教科指導や生徒指導、進路指導に至るまでさまざまな指導が行われているが、指導にあたる教職員の人権感覚・人権意識が重要である。教職員は、子どもの人格形成に大きな影響を与える立場にあることを再認識し、教育活動にあたることが求められる。

#### 4 各人権課題に対する人権教育の取組

#### ○従来からの取組

- ・子どもの人権についての教育
- 同和教育
- ・ジェンダー平等教育
- ・障害者理解教育
- ・在日外国人・国際理解教育
- ・福祉教育(高齢者福祉教育を含む)
- ・さまざまな人権課題についての教育

#### ○新たに明記した取組

- ・性的指向及び性自認に関する人権についての教育
- ・サイバー空間における人権侵害についての教育
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害についての教育
- ・北朝鮮当局による拉致問題に伴う人権侵害についての教育

#### 5 学校園における人権教育の推進に向けて

- ○人権教育推進体制の整備学校園で人権教育を推進するにあたっては、人権教育の進行管理などの企画立案等を担う 推進組織を明確に位置づけ、確立することや人権教育を推進する人材育成に取り組むことが必要である。
- ○人権教育年間計画の策定学校園では、子どもの人権学習や教職員研修等を中心に、具体的な取組内容を示した人権 教育年間計画を策定し、実行する。また人権教育年間計画については、毎年、点検・評価を行い、改善・充実させ ていく必要がある。
- ○教職員研修の充実教育委員会は、教職員が人権の大切さや人権問題への深い理解と認識をもち、豊かな人権感覚・ 人権意識をもってすべての教育活動で取り組むことができるよう、教職員研修の充実を図る。
- ○学校・家庭・地域社会との連携人権教育をより実効性のあるものにするため、特に学校園と家 庭や地域社会を結ぶ 懸け橋としてのPTAに対し、人権上の課題などについての情報提供をするなど連携を強化していく。

#### 6 めざすべき人権教育の方向

- ○校園長自らのリーダーシップのもと、すべての教育活動を人権の視点で点検・評価・改善し、人権教育の実践や教職 員の育成に積極的に取り組む。
- ○すべての教職員の意識と努力により、人権を大切にした教育活動に取り組む。
- ○教育委員会は、学校園における人権教育の実践につながる授業例や指導案作りに取り組み、教職員が人権及び人権課題について正しく理解し、人権を尊重した適切な指導が行えるよう、研修のさらなる充実に取り組む。

# (案)

堺市人権教育推進方針

令和〇年〇月 堺市教育委員会

# 目 次

1.	はじめに	. •	1
2.	学校園における人権教育の現状	•••	2
3.	人権教育推進の基本的な考え方	***	3
	(1) 人権及び人権課題について正しく理解する教育	Ĩ	
	(2) 人権が尊重された教育環境		
	(3) すべての教育活動における人権教育の推進	2:	
4.	各人権課題に対する人権教育の取組	•••	6
5.	学校園における人権教育の推進に向けて	•••	11
	(1) 人権教育推進体制の整備		
	(2) 人権教育年間計画の策定		
	(3) 教職員研修の充実		
	(ア) 人権及び人権課題について理解する研修		
	(イ) 人権が尊重された教育に関する研修		
	(4) 学校・家庭・地域社会との連携		
6	めざすべき人権教育の方向		12

# 堺市人権教育推進方針(案)

#### 1 はじめに

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

国際連合は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である。」との認識のもと、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、この宣言の基本的精神を具現化するために、国際人権規約をはじめ、子どもの権利条約等の人権に関する諸条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

わが国では、憲法の保障する基本的人権が大切にされる社会をめざして、法律や制度を整え、国際人権規約をはじめさまざまな条約に批准し、国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。

堺市人権施策基本方針には、「誰もが自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で自分を大切に思うように他者を大切にするとともに、お互いの多様な生き方を認め合う人権感覚あふれたまちを実現すること」が、本市の人権施策推進の基本理念であると述べられている。

その実現に向け、堺市教育委員会では「堺市同和教育基本方針」を踏まえつつ、平成 12年(2000年)3月、本市の教育分野において人権教育を推進し、その理念を実現する ために、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を策定し、本市立全学校園 において、すべての教育活動を通して人権教育の推進に取り組んできた。

しかし、今日においても、私たちが住むこの社会は、差別やいじめ、暴力など、人権を脅かす問題が後を絶たない。さらに、乳幼児や児童生徒が虐待を受け命に関わる事件が各地で起こるなど、ますます深刻な状況となっている。

このようななか、国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、「いじめ防止対策推進法」や「児童虐待の防止等に関する法律」などの法律が制定され、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、さまざまな人権課題に対する法整備が進められてきた。

本市においても、昭和55年(1980年)に「人権擁護都市」を宣言し、差別のない明るい環境の実現に努めてきた。平成19年(2007年)には国際平和の実現と維持及び人権課題解決のために世界に向かって行動し、発信するまち「国際平和人権都市・堺」の

実現に努めることを決意し、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行した。また、平成25年(2013年)には、UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際連合機関)が世界各都市に呼びかけた「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ (女性と女児への暴力のないセーフシティ世界計画)」に国内で唯一参加を表明し、「堺セーフシティ・プログラム」として、女性や子どもにとって安全・安心な環境整備を進め、令和2年度からは「セーフシティさかい」として、持続的に取組を推進している。さらに、平成27年(2015年)、国際連合総会において、すべての人々の人権を実現し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が採択された。本市は、これまでの取組が評価され、国から「SDGs未来都市」に選定されるなど、人権教育の推進に向けた環境整備が進められている。

本市では、平成8年(1996年)7月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌O157による学童集団下痢症が発生し、多くの児童等が罹患し、尊い命が失われた。私たちは、このようなことを二度と繰り返さないことを誓い、また、本事件を決して風化させてはならない。「命の重さ」、「人権の大切さ」について、私たちすべてが、真剣に考え、人権教育に真摯に取り組んでいくことがいま求められている。

## 2 学校園における人権教育の現状

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校教育における人権教育の現状について、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があると指摘しており、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。

各学校園では、子どもの発達段階に基づき、毎年度、人権教育年間計画を策定し、人権課題を中心に系統的に人権教育に取り組んだり、学校行事や学級活動等を通して、互いの良さを認め合い、協力し合う関係の構築に取り組むなど、一定の成果を上げてきた。

しかし、その一方で、さまざまな課題を抱え、それを誰にも伝えることができず、悩みを抱えながら登校している児童生徒が少なからずいることも事実である。教職員は、表面的な子ども理解に止まらず、すべての子どもの背景にある課題の把握に努め、寄り添い、ともに悩み、ともに考え、ともに課題に向き合う姿勢が求められる。

いま、学校では、学力向上や生徒指導などの課題や保護者対応等に追われ、すべての子どもに向き合う時間や人権教育を進めるにあたって、校内でしっかり議論し、内容を深める時間を確保することが難しいという実態も見受けられる。

学校管理職は、学力向上の基盤となる授業改善や学級経営、生徒指導上の課題に向き

合う上でも、それぞれの子どもを大切にし、すべての教育活動を通じて人権教育を積極的に進める姿勢を教職員に示し、学校全体として組織的・計画的に人権教育に取り組むことが求められる。

#### 3 人権教育推進の基本的な考え方

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、学校における人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さや他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としている。

学校園において人権教育を進めるにあたっては、すべての子どもが、人権や人権課題 について正しく理解する知的理解と、人権が守られている状態を望ましいと感じ、侵さ れている状態を許せないと感じる人権感覚を育成することが非常に大切である。そして、 知的理解と人権感覚が結びつくことにより、人権尊重の意識が醸成され、人権課題の解 決に向けた行動へとつながる。

さまざまな人権課題の歴史や現状についての知識といった知的理解は非常に重要である。

しかし、人権の重要性を知識として「知る」だけでは不十分である。自分の大切さや他の人を大切にすることを知識として理解することに止まらず、態度や行動に結びつけるためには、人間の尊厳や自他の人権の尊重、多様性の肯定的評価、正義感や責任感、コミュニケーション能力や課題を分析し思考する力、偏見や差別を見極める力、人間関係力や協力的に問題解決に取り組もうとする力などを総合的に育成することが必要になる。人権教育が、すべての教育活動の中で推進することが求められるのは、このためである。

#### (1) 人権及び人権課題について正しく理解する教育

人権尊重の精神をすべての人々が当然のこととして身につけるためには、人権の歩みや考え方をはじめ、同和問題、子どもの人権、女性の人権、障害者の人権、在日外国人の人権、高齢者の人権、性的指向及び性自認に関する人権等のさまざまな人権問題や急激な社会環境の変化の中で生じてきた人権上の問題について、正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を進めることが必要である。

人権教育を推進するにあたっては、人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理さや人権侵害が起こる構造について正しく理解し、人権侵害の行為者とならないこと

はもとより、他人の行為であっても煽ったり、無関心になったりすることで、結果的に 人権侵害を助長することのないよう、人権感覚、人権意識を醸成し、人権問題解決のた めに積極的に行動することをめざして人権教育を推進することが重要である。また、人 権侵害が、人権感覚の欠如、さまざまな価値観や異文化理解の欠如などを背景として、 人権を侵害する意図がなくても起こり得るものであることにも留意する必要がある。

さらに、学校園における人権教育の取組が、人権問題を解決する態度や行動にまでつながらない場合は、その背景や原因について分析し、取組を検証改善することが大切である。

#### (2) 人権が尊重された教育環境

人権感覚は、「自分の大切さや他の人の大切さを認めること」を繰り返し子どもたちに説明するだけで身につくものではない。学級をはじめ学校全体で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子どもたち自身が実感できることが非常に重要である。子どもたちそれぞれが一人の人間として大切にされているという実感をもつことができる時、はじめて自分自身や他の人を大切にしようとする人権感覚が芽生える。

教職員同士、幼児児童生徒同士、教職員と幼児児童生徒の間の人間関係や学校園・教室全体としての雰囲気は、人権教育を進める基盤となるものである。特に、学校園が一体となって人権教育を推進するためには、職員室が明るく、教職員が自由に意見の出し合える雰囲気に包まれていることが非常に重要である。

この基盤構築は、校園長をはじめすべての教職員が、子どもたちの人権感覚の向上に向け、共通の目標を持ち、意識を保持することによって、必ず取り組めるものである。

\*「いじめ」を許さない態度を身につけるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることができるのである。だからこそ、教職員一体となっての組織構築、場の雰囲気づくりが重要である。

(人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕)

#### (3) すべての教育活動における人権教育の推進

学校教育においては、教科指導や生徒指導、進路指導に至るまでさまざまな指導が行われているが、すべての教育活動が子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい教育環境で行われていることが重要である。そのためには、指導にあたる教職員の人権感覚・人権意識が重要であることは言うまでもない。すべての子どもを大切にする教職員

の姿勢そのものが、人権教育であり、教職員は、子どもの人格の形成に大きな影響を与える立場にあることを再認識し、子どもとの関わりや言動について、常に振り返り、教育活動にあたることが求められる。

教科指導においては、学級の中で、個々の子どもの存在や思いが大切にされる教育環境のもと、基礎・基本の確実な定着を図り、また、創意工夫を凝らし、興味・関心に基づいて、学ぶ意欲と個性を引き出す教育内容の充実に努めなければならない。

学校園や学級における集団活動においては、他者を尊重する態度を育成し、また、自己表現力やコミュニケーション能力を育成するための機会をつくり、協働的に問題を解決する力や豊かな人間関係を築く力の育成に努めることが重要である。

生徒指導においては、各学校における指導体制を整備し、子どもそれぞれの自己指導 能力を育成することや人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。ホームルーム活 動等における集団指導やさまざまな個別指導の中で、積極的な生徒指導を展開し、児童 生徒間の望ましい人間関係の構築や子ども自身のエンパワメントに取り組むことや、指 導を通じて〔自分の大切さや他の人の大切さを認めること〕ができる人権感覚を涵養し ていくことが重要である。このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の課題に対す る未然防止にも資することとなる。ただし、暴力行為やいじめなど他の児童生徒を傷つ けるような問題行動に対する指導の場面では、学校として、被害の子どもを守り抜く姿 勢を示し、加害の子どもに対しては、その抱える問題等への理解を深めつつ、その行っ た行為に対して深く考えさせ、納得の得られるよう指導を行わなければならない。併せ て、問題行動の原因・背景について、教育委員会とも連携しながらケース会議などを通 じて分析し、再発防止のための方策を今後の指導に活かしていくことが求められる。ま た、体罰については、子どもの人権を侵害する行為であり、教育効果がないばかりでな く、学校に対する信頼を大きく損なわせる行為である。教職員は、いかなる場合であっ ても体罰が許されないことを再認識する必要がある。特に、部活動においては、指導者 の体罰や言葉による暴力など、生徒の人権を無視した指導が後を絶たない。部活動が閉 鎖的にならないよう十分配慮することや、指導者の勝利至上主義的な考え方や指導のあ り方について人権尊重の視点から見直し、生徒自身の目標や思いを大切にした指導を推 進していかなければならない。

差別事象やいじめ問題については、教職員が日頃から差別やいじめは絶対に許さないという姿勢を明確に示し、すべての子どもにその意識を育むことが大切である。また、対応にあたっては、差別などを受けた子どもの人権を守り抜くことはもちろん、差別的な言動などを行った子どもについても、その背景を分析し、ともに考え、人権意識の醸成に努めることが重要である。さらに、発達段階にある子どもの行為であることを踏まえ、当時者同士の人間関係の修復を図りながら、それを契機として周囲の子どもの人権意識の高揚に努めることも忘れてはならない。差別やいじめを許さない豊かな感性となかまを大切にする豊かな関係の構築に向け、教育的見地から適切な指導、支援が求めら

れる。

学校園におけるハラスメントは、教職員間、教職員と子ども、子ども同士等が考えられるが、いずれも重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

特に、教職員の子どもに対する性暴力やセクシュアル・ハラスメント、体罰は、指導する側と指導される側という力関係がある状況のもとで、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害する行為であり、その後の成長に避けがたい影響を与える極めて深刻な問題である。性暴力やセクシュアル・ハラスメント、体罰については厳しく対処し、また、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図っていく必要がある。

#### 4 各人権課題に対する人権教育の取組

#### 子どもの人権についての教育

1989年に国際連合総会で子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が採択され、わが国でも平成6年(1994年)に批准された。

しかし、今もなお、なかまはずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネットを通じた人権侵害、家庭における児童虐待など、時には命に関わる深刻な状況が生起している。 さらに、子どもの貧困問題が社会問題となり、学校に登校できない子どもも少なからず存在する。

これまで本市では、子どもの権利条約などの国際条約、日本国憲法や教育基本法などの考え方に基づき、すべての子どもの人権が尊重され、個性が生かされる教育に取り組んできた。

いじめ問題については、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それに基づき、いじめ防止対策の基本的方向、未然防止、措置、解消などを定めた「堺市いじめ防止基本方針」を改定し、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決をめざして取組を進めている。各学校では、いじめがどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う関係の構築に取組み、また、子どもにいじめについて考えさせ、いじめは人として許されない行為であることを理解させるよう、取り組まなければならない。「いじめ・暴力防止(CAP)プログラム」や「SAFE プログラム」といった未然防止を目的としたプログラムやいじめの早期発見をめざした「いじめアンケート」の実施、これまでの電話相談に加えSNS等を活用した相談体制の充実、子どもの心のケアや早期解決をめざしたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ巡回相談員の派遣等、すべての子どもが、安心して学校生活を過ごすことができるよう取組を進め

る。

また、児童の虐待については、子どもの幸せを第一に考え、虐待の予防、早期発見、適切な援助を行うため、「堺市要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関が連携しながら取組を行い、また、教職員研修やPTA等を通じた保護者啓発にも取り組んでいる。

子どもの貧困に関わっては、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する社会の 実現が求められ、子どもたちの成育環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図るなど、 子どもの貧困対策を総合的に推進していかなければならない。

不登校問題については、不登校の子どもにとって、学校で安心できる居場所がない等、 その実態を重く受け止め、保護者と連携しながら、それぞれの状況に即したきめ細かな 対応に努める。

### 同和教育

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、その解決は国民的課題として取り組まれてきた。その結果、生活環境の改善など一定の成果をあげてきたが、今なお差別発言やインターネット上での差別を助長する書き込み、結婚や引っ越しに際しての忌避意識など、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

平成28年(2016年)に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在もなお厳しい部落差別があるとの認識のもと、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発を行うこととしている。

教職員の同和問題についての理解をさらに深めるため、堺市人権教育研究会と連携し、 学校園人権教育推進の中心となる人権教育推進担当に対する人権研修の充実、優れた教 育実践の発信に努め、また、子どもたちが同和問題について正しく理解し、その解決に 向けて行動できることをめざし、同和教育のさらなる深化・充実に努める。なお、学習 にあたっては、部落差別について、子どもたちが自ら考え、差別の不合理さに気づくこ とができるよう、当事者の話を聞く機会を設けたり、舳松人権歴史館等の人権関係施設 を活用したりするなど、工夫することが求められる。

また、保護者に対しては、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解が深まるよう、PTA等を対象とした人権講演会や人権ふれあいセンターを活用した研修会の実施、人権啓発冊子による啓発に取り組んでおり、さらに内容の充実を図る。

# ジェンダー平等教育

「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」などの法整備がなされ、男女平等社会の実現に向けた取組がこれまで進められてきた。しかし、人々の意識や行動、

慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれず、それぞれの個性や能力が尊重され、自分らしい生き方を選択できることが重要である。「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」等の趣旨をふまえ、すべての子どもが性別にとらわれることなく、その能力や個性を尊重した教育を推進し、男女平等を当然のこととして受け入れ、自ら行動できるよう、将来の自己形成につながる男女平等教育に取組み、また、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭できるよう、すべての教育活動について常に点検し、見直していく。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス (デートDVを含む)、サイバー空間における性に関する情報が社会問題となっており、これらに対応するため 教職員研修の実施や相談窓口の周知、生徒に対する授業や啓発に取り組んでいる。また、児童生徒に対する性暴力については、性暴力の未然防止、発生時の対応、二次被害の防止策等について、専門的見地から審議するため、「性暴力防止対策等推進委員会」を設置し、また、性暴力被害を未然に防止し、適切に対応するため、教職員研修を実施している。さらに、各学校園に示した「学校園性暴力防止ガイドライン」に基づき、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないよう取組を進める。

## 障害者理解教育

障害者の自立と社会参加、平等な社会の実現が求められている。しかし、障害者を取り巻く社会環境は、障害者及びその障害に対する理解と認識不足や物理的・制度的制約などの社会的障壁があり、その実現が阻まれている現実がある。このようななか、平成28年(2016年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障害者の個人としての尊厳の尊重とそれにふさわしい生活を保障される権利を保持していることを確認し、また、行政機関や事業者に対して「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めている。しかし、今なおその趣旨が十分に浸透しているとは言えない。

学校園では、障害の有無に関わらずいきいきと生活し、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者理解教育を進め、また、障害のある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択により積極的に社会参加ができるよう、教育的ニーズや指導方法について研究し、きめ細かな指導に努めている。また、障害の有無に関わらずすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の意義を踏まえ、交流活動や共同学習を積極的に推進している。すべての子ども、教職員、保護者、地域の人々が、障害者問題についての理解を深めるため、交流教育や啓発活動に努め、また、障害のある子どもを学校全体で受け止め、個々の障害の状況に応じ

た教育を推進する。

#### 在日外国人・国際理解教育

在日韓国・朝鮮人などの歴史的経緯がある人々に加え、国際化の進展に伴い、外国に 国籍やルーツのある人々が増加するなか、外国人であることを理由としたさまざまな人 権問題が生起している。また、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチが各 地で起こり、平成28年(2016年)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的言動を解消するための教育 活動を実施することが求められている。

本市では、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を定め、外国にルーツのある子どもが、本名を使用することができる環境構築を含め、それぞれのアイデンティティを保ちながら、将来の進路を自ら選択し、自己実現できるよう取組を進めている。

すべての子どもが、世界の異なる文化、生活、習慣、価値観を尊重し、偏見をもつことなく差異を受け入れ、豊かな人間関係を築くことができるよう、また、外国にルーツのある子どもたちが、母語や母文化に触れることにより、自尊感情を高め、自己のアイデンティティを確立することができるよう、堺市在日外国人教育研究会や国際教育専門員と連携し、各種交流事業の実施や優れた教育実践の発信等、在日外国人・国際理解教育を推進する。

外国にルーツのある子どもが日本社会で生きていくためには、進路保障やこれと深く 関わる学力保障が重要な課題となる。学力の基盤となる日本語の習得については、個々 の子どもの母語及び日本語の習得状況を把握し、必要に応じて母語支援を行いながら、 個に応じた適切な日本語指導を行う必要がある。今後、教員の日本語指導能力の向上、 日本語指導員やICT機器の効果的な活用、指導方法の研究及び教材開発に取組み、ま た、日本語指導センター校を拠点とした日本語指導体制の充実に取組む。

さらに、学校園で生活するうえで必要な情報の提供や進路指導にあたっては、高校選択に必要な情報を十分に得ることができるよう、通訳者を入れた進路説明会や個人懇談会の開催、関係機関との共催により実施している多言語進路ガイダンスを充実する。

# 福祉教育

それぞれの人が生きる喜びを味わうことができるよう、すべての人が大切にされ、互いに支えあう、「共に生きる力」を育てることをめざして取組を進めている。

一人暮らしをする人が増え、人口減少、高齢化が急速に進展することにより、地域社会で共に活動し、互いに支えあう機会が少なくなり、家庭や地域社会が、協力しあい、 やさしさや思いやりを育てる役割を果たしにくくなっている。また、このような時代背 景を反映し、高齢者に対するネグレクト、一人暮らし高齢者の孤独死や自死の増加が深刻な社会問題となっている。

各学校では、超高齢社会に対する基礎的理解を深め、ユニバーサルデザインやバリアフリーの取組についての学習、キャップハンディ体験、高齢者との交流、社会福祉施設での職場体験、ゲストティーチャーを招いての学習活動等、支え合うことの大切さを実感し、自分たちができることを考える福祉教育を推進しており、今後さらにその内容を充実する。

#### 性的指向及び性自認に関する人権についての教育

性的指向及び性自認に関する人権については、平成31年(2019年)「堺市パートナーシップ宣誓制度」がスタートしたが、性的指向や性自認の多様なあり方について、社会の理解が進んでいるとは言えず、日常生活や学校生活のいろいろな場面で偏見や差別により、精神的な苦痛を受けているという現実がある。

各学校は、学級の中で、学年の中で、学校の中で、声を上げられない児童生徒が必ずいるということを十分認識し、教職員の知識理解とカウンセリングマインドの向上に取組み、差別を許さず、多様性を肯定する姿勢を発信することが求められる。また、子どもたちに対して、性の多様性について学習する機会を確保し、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざして取組を進める。

人権課題は以上の範囲にとどまらず、また、固定的なものではない。

HIV感染者や新型コロナウイルス、腸管出血性大腸菌などの感染症患者やその家族、 医療従事者等に対する人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌの人々の人権問題、 刑を終えて出所した人の人権問題、犯罪被害者等の人権問題など、さまざまな人権課題 がある。

特に新型コロナウイルス感染症をめぐっては、感染症に対する不安や恐れが過剰な偏見・差別へとつながり、新型コロナウイルス感染症の治療に関わる医療従事者をはじめ、社会を支えているさまざまな人々にまでおよぶという事象にまで発展した。

今後とも、子どもの人権をはじめとするさまざまな人権課題や時代の変化、また、新たに生起する人権侵害について、子どもたち自身が自らの問題として捉え、考え、行動できるよう、教材研究や指導案の作成等、人権教育の授業実践につながる取組を進める。

インターネットの普及に伴い、サイバー空間における人権侵害が増加している。SNSを通じた特定の個人・団体に対する誹謗中傷やさまざまな人権課題に対する差別的な書き込みが行われるなど、社会環境の変化に伴い、新たな形での人権侵害が増加している。子どもたちを加害者にも被害者にもしないために、ICT機器の操作法だけでなく、情報リテラシーやサイバー空間のリスクについても周知し、お互いの人権を尊重できるよう人権教育を進めていく。

また、学齢期にさまざまな理由により義務教育を修了することができなかった人などに対し、希望に応じ、今後とも中学校教育を受ける機会の提供に努める。

#### 5 学校園における人権教育の推進に向けて

#### (1) 人権教育推進体制の整備

人権教育を推進するにあたっては、人権教育年間計画の策定、進行管理、教職員研修 の企画立案等を担う推進組織を学校園内で明確に位置づけ、確立することが大切である。 また、組織の中心となる人権教育推進担当や国際理解教育担当については、毎年交代 することなく一定期間定着し、外部の研修会や研究会に積極的に参加させるなど、人材 育成に取り組むことが求められる。

#### (2) 人権教育年間計画の策定

各学校園では、人権教育の基本目標を設定し、「人権教育学習プログラム」等に基づき、子どもの人権学習や教職員研修等を中心に、具体的な取組内容を示した人権教育年間計画を策定し、全教職員に共通理解を図りながら、毎年、年間計画を点検・評価し、改善・充実していく必要がある。さらに、人権教育年間計画策定にあたっては、各学校園が抱える人権課題を中心に、さまざまな人権問題について発達段階に応じて学べるように工夫を行い、学年間はもちろん、校種間で意見交換し、系統的に進めることが求められる。

#### (3) 教職員研修の充実

学校園の人権教育の推進にあたっては、教職員自身が人権の大切さや人権問題に対する深い理解と認識を持つことが大切である。すべて子どもを大切にする教職員の姿勢そのものが人権教育である。そのため、教職員は、子どもの人格の形成に大きな影響を与

える立場にあることを再認識し、保護者や地域の人々に対しても、人権教育・人権啓発を推進する立場にあることを忘れてはならない。子どもたちの人権感覚を育成するためには、教職員自身が、"相手の立場に立って考える想像力"や"相手の気持ちを理解する共感力"、"相手の話をしっかり受け止めることができる傾聴力"、"自らも適切に豊かに表現できる表現力"をはじめ、"人間関係調整力"や"問題解決能力"などを兼ね備えていなければならない。そのため、教職員には、たゆまぬ自己研鑽が求められ、また、子どもとの関わりや言動について、常に振り返り、子どもの立場に立って考える姿勢が必要である。

教育委員会は、堺市人権教育研究会や堺市在日外国人教育研究会と連携し、教職員が 人権の大切さや人権問題への深い理解と認識をもち、豊かな人権感覚・人権意識をもっ てすべての教育活動に取り組むことができ、また、人権学習が円滑に実践できるよう、 教職員研修の充実を図る。また、研修の効果検証を行い、必要に応じて研修を見直し、 再編を検討する。なお、研修については、知識理解に止まらず、参加体験型の研修を取 り入れるなど、研修成果が学校園での実践に直接つながるよう工夫する。

#### (ア) 人権及び人権課題について理解する研修

教職員は、人権学習を進める上で、憲法をはじめとする国内法に関する知識や各人権課題の歴史及び現状についての知識や、当事者の思いや、日々、生活の中で受けている精神的苦痛について正しく理解する必要がある。このことは、教職員自身が、人権侵害をする意図がなくても、正しい理解の欠如により、子どもの心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与える人権侵害を起こす可能性があることからも非常に重要である。

校園長は、教育委員会をはじめ各研修機関で実施される人権研修会へ教職員を積極的に参加させ、研修内容について校園内に広める場を設けるなど、その成果を普及、伝達するよう努めなければならない。また、学校における人権学習の実践は、教職員自身にとっても人権課題に対する正しい理解と人権感覚を育むうえで非常に良い機会となることから、教職員の資質向上という観点からも、積極的に取り組むことが求められる。

教育委員会は、学校園における人権学習が円滑に推進できるよう、学識経験者・当事者を招いての人権研修会の開催や国の人権教育研究推進事業指定校の取組をはじめ、堺市人権教育研究会や堺市在日外国人教育研究会の各研究大会における優れた教育実践の発信など、さらなる研修事業の充実を図る。

#### (イ) 人権が尊重された教育に関する研修

すべての教育活動において人権教育を推進するためには、人権を大切にした指導方法等に関する研修の充実に努める必要がある。

教育委員会は、子どもの発達段階や心理状態、子どもを取り巻く生活環境など、子ども理解のための研修、集団での規範やなかまの大切さを実感できる集団を築くための適切な支援に関する研修、それぞれの子どもの思いを理解し、共感しながら、子どもの立場に立って考え指導するためのカウンセリングマインドを育成するための研修、子どもの自尊感情や自己肯定感を高める指導方法を習得するための研修などのほか、教職員が、学習指導や生徒指導、進路指導など、さまざまな場面で人権を大切にした指導ができるよう、研修会の開催や指導主事による指導助言の充実に努める。また、教職員は、研修等を通じて自らの人権感覚を見つめ直し、確かな人権意識を身につけることに努めなければならない。

#### (4) 学校・家庭・地域社会との連携

人権教育をより実効性のあるものとするためには、学校園だけでなく家庭、地域社会 との連携を進めていく必要がある。

子どもにとって地域社会で人々と交流し、さまざまな体験をすることは、他の人を思いやる心やコミュニケーション能力など、人間関係をつくる力を身につけるうえで非常に大切である。そのため、地域社会の多様な人材の活用や余剰施設の開放など、開かれた学校園の構築をより一層推進することが求められる。

特に、学校と家庭や地域社会を結ぶかけ橋としてPTA活動の果たす役割は重要である。学校園はPTAに人権についての教育上の課題などについて情報提供し、意見交換しながら、人権学習に係る授業公開、人権講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、人権を軸により連携を強化し、子どもの健全な育成に向けた取組を推進する。

#### 6 めざすべき人権教育の方向

人権が尊重された明るい社会の実現に向けて、子どもたちが、これからの人生を、ど う人と関わり、どう生きていくべきかを人格の完成をめざす教育の場において、自ら考 え、学ぶことの意義は極めて大きい。

人権教育は、豊かな心を備えた人間を育てるための心の教育に欠かすことのできないものであり、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等、道徳性を育成しようとする道徳教育と、一部重なりをもちつつも教育活動の両輪として重要な取組である。

人権が大切にされた教育活動が学校園のすべての場面で展開されるためには、校園長 自らが、教職員に対し人権教育の大切さについて発信し、そのリーダーシップのもと、 すべての教育活動を人権の視点で点検・評価・改善し、人権教育の実践や教職員の育成に積極的に取り組むことが非常に重要である。人権を大切にした教職員の姿勢は、子どもたちに安心感を生み、自信を育む。校園長をはじめ、すべての教職員の意識と努力により、学校園全体が人権尊重の雰囲気に包まれ、充実した教育活動が展開されることが期待される。

教育委員会は、学校園が教科等のカリキュラムの中に人権学習を位置づけられるよう、 人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を「人権教育学習プログラム」として示 してきた。今後は、学校園における人権教育の実践につながる授業例や指導案の作成に 取組み、また、教職員が、人権及び人権課題について正しく理解し、人権を尊重した適 切な指導が行えるよう、関係機関と連携し、研修事業のさらなる充実に努める。

教育委員会・学校園・教職員は、人権教育の推進が、ひとえに幼児児童生徒のためにあることを強く意識し、「人権教育推進方針」【令和3年(2021年)6月に「人権教育基本方針」と「人権教育推進プラン」を統合】に基づき、すべての人の人権が尊重される平和な社会の実現に向けて、人権教育を推進する。

# 堺市人権教育推進方針

令和○年○月発行

堺市教育委員会事務局 学校教育部 人権教育課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) -228-7484 (直通)

FAX (072) -228-7421